

青森県報

第三千二百七十七号

平成二十二年
八月十八日
(水曜日)

告 示

青森県告示第五百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年九月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

道路の区域の変更……………（道路課）…一
証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………（会計管理課）…二

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………（経営支援課）…二
県営林（県行造林）の素材の売却に係る一般競争入札……………（林政課）…二
監査委員……………

監査結果に対する措置の公表……………（事務局）…三

公安委員会

警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）の実施……………（生活安全課）…四
警備員指導教育責任者講習（追加取得講習）の実施……………（同）…五

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	青森環状野 内線	青森市大字細越字栄山五の四から 青森市大字高田字日野一〇の六まで 青森市大字安田字若松七二の一から 青森市大字高田字日野五二〇まで 青森市大字安田字稲森二二八の一から 青森市大字高田字日野五二〇まで	前 前 後	二四・七・四〇メートルから 二四・一〇メートルまで 七二・五〇メートルから 七一・五〇メートルまで 七一・四〇メートルから 七一・五〇メートルまで	二、六三六・〇〇メートル 二、六三二・六〇メートル 三、三二〇・三〇メートル	

青森県告示第五百六十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十二年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市本町五丁目五の二一
社団法人青森県猟友会

二 変更内容

1 変更前の売りさばき場所

上北郡東北町字大久保五二の一

2 変更後の売りさばき場所

上北郡東北町字内姥沢道ノ上九〇の二一

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームック長苗代店
八戸市大字長苗代字観音堂七九の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目五の一

代表取締役社長 小幡尚孝

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十二年八月十八日から同年九月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

県営林（県行造林）の素材の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件（素材）の売却

所 在 地	樹 種	本 数 (本)	材 積 (m ³)
十和田市大字奥瀬字仙ノ沢二六五地内	スギ	三、八七七	二二六・四二九

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

十和田市大字奥瀬字仙ノ沢二六五地内

四 売却する物件の位置図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目一の一

青森県農林水産部林政課

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

十和田市西十二番町二〇の二二

十和田合同庁舎C会議室

2 日時

平成二十二年九月十三日(月) 午後一時

六 入札保証金及び契約保証金

契約金額(入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から原則として十五日以内に全額納入とする。ただし、県と延納の特約を締結したときは六ヶ月以内において売買代金の延納を認める。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 平成二十二年九月一日午後一時までに十和田市西十二番町二〇の二二 十和田合同庁舎C会議室に集合し、十和田市大字奥瀬字仙ノ沢二六五まで移動して現場説明を行う。

3 問い合わせ先

青森県農林水産部林政課森林整備グループ

電話 〇一七 七三四 九五二二

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成22年 5月28日付け青森県報号外第44号で公表した監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、青森県知事、青森県教育委員会委員長及び青森県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成22年 8月18日

青森県監査委員 泉 山 哲 章

同 元 木 篤 子

同 同 相 川 正 光

同 同 三 橋 一 三

監査箇所名	監査結果	措置の内容
東青地域県民局 地域健康福祉部	収入未済の解消に努めること。	滞納者対策会議を開催し、効果的な指導方策を検討するとともに家庭訪問等による納入指導を強めるほか、債権発生を未然に防止する取組を実施し、収入未済の解消に努めることとした。
中南地域県民局 地域健康福祉部	収入未済の解消に努めること。	収納対策検討会議を定期的に開催し、効果的な納入指導方針を検討しながら、さらに当部で定めた「滞納金処理要綱」に基づき、従来の文書及び電話による納入指導のみならず、家庭訪問等による直接集金や口座振替生させないよう未然防止の強化を図る。また、福祉総室においては母子寡婦福祉資金償還開始前に借主・連帯借主・連帯保証人に文書で通知し、償還に係る意識の啓発を図るとともに、借主・連帯借主が償還できない場合は連帯保証人に償還を求める等収入未済に向けた取組の一層の強化を図っていくこととした。

扶助費において、支給手続を行っていないもの及び支給金額が誤っているものがある。

支給手続を行っていないものについては、平成22年2月5日に支払を完了した。また、支給金額が誤っているものについて、平成22年2月1日返納命令を発し、平成22年2月16日収納済みである。

青森県立精神保健福祉センター	現金出納表の記載誤り及び記載漏れがある。	予備監査後、毎月出納員を含む2名が現金出納表と調定票を突合し、確認を行うこととした。
青森県立あすなろ医療療育センター	共通自動車乗車券の管理が適切でないものがある。	乗車券の管理について、適正な事務処理に努めることとした。
青森県立青森北高等学校	報償費において、支払手続が遅延しているものがある。	事業ごとのスケジュールを作成し、相手方による履行を確認した後、速やかに支払の手続を行い、適正な財務事務の執行に努めることとした。
青森県立弘前工業高等学校	起案用紙に公印管守者の承認印を受けず公印を使用しているものがある。	公印使用承認印の押印漏れの指摘を受け、県立高等学校を対象として、平成22年1月の地区別校長会及び2月の校長会議において、公印の適正な管理及び使用について周知徹底を図った。今後も機会をとらえて周知徹底を図り、適正な事務処理に万全を期することとした。
青森県五所川原警察署	需用費において、支払手続が遅延しているものがある。	工事等に伴う申請・届出について、受注業者任せにすることなく必要な申請・届出を具体的に契約書・仕様書に明記し、当該給付の内容が契約書・仕様書の内容に適合しているかどうかを発注者自らを確認し、確実に検査を行うこととし、検査の徹底について周知した。

公安委員会

青森県公安委員会告示第九十号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

平成二十二年八月十八日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

一 講習の区分

法第二條第一項第一号に規定する警備業務に係る新規取得講習
 二 実施期間及び実施時間

平成二十二年十月四日（月）から同年十月十四日（木）まで（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）の午前九時から午後四時まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

二十五人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十二年九月六日(月) から同年九月十日(金) までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。)(一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)(及び履歴書

(二) 五の2に該当する者は、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する者は、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する者は、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し

(五) 五の5に該当する者は、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料四万七千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二二一内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第九十一号

警備業法(昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。)(第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等)に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)(の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。)(を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

平成二十二年八月十八日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

一 講習の区分

法第二條第一項第一号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十二年十月七日(木) から同年十月十四日(木) まで(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号) に規定する休日を除く。)(の午前九時から午後四時まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

四人(予定)

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十二條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手続き

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十二年九月七日（火）から同年九月十日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所を受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。）一通及び既に交付を受けている受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する者は、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する者は、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する者は、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する者は、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料二万三千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前十一時十五分から午前十一時四十五分までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二一一 内線三〇四五

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------